

新花巻図書館の建設候補地に関する市民会議 傍聴要領

令和6年11月14日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、新花巻図書館の建設候補地に関する市民会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 会議を傍聬しようとするものは、会議開会前に、受付簿に住所、氏名等必要な事項を記載し、係員の指示に従い、所定の傍聴席に着かなければならない。

(傍聴人の制限)

第3条 生涯学習部長は、傍聴人が多数である場合は、その人数を制限することができる。

なお、事前に定員を定めた場合は、傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了する。

(入場の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められている者。
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者。
- (3) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと生涯学習部長が認める者。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等をすること。
- (3) 会議の内容に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) その他会議の妨害となるような挙動をすること。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会議場内において写真を撮影し、又は録音・録画をしてはならない。ただし、特に生涯学習部長の許可を得た場合は、指定区域内においては、この限りではない。

(指示事項)

第7条 前2条に規定するもののほか、傍聴人は生涯学習部長の指示に従わなければならぬ。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの規則に違反したときは、生涯学習部長は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

(その他)

第9条 生涯学習部長は、会議における権限を行使する場合は、会議運営を委託するメインファシリテーターと協議の上、決定する。